

鳥取市社会奉仕活動等補償制度

安心してボランティア活動が行なえます！

鳥取市では、ボランティア活動、自治会活動など、多くの方々による様々な市民活動が活発に行なわれています。

こうした活動中に、万が一予期せぬ偶発的な事故が発生することもあります。

『鳥取市社会奉仕活動等補償制度』は、市が保険料を負担し、このような活動中の事故を救済し、市民の方が安心してボランティア活動や地域活動に参加できるよう保障する制度です。



鳥取市ボランティア・市民活動センター

1. 対象となる活動

社会奉仕活動

自らの利益を目的とせず、**無報酬**（実費弁償を除く。）で労力を提供する活動のうち、次に掲げる日帰りの活動とします。

- (1) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設その他公共施設又は公共的施設的环境整備活動
- (2) 防火、防災、防犯、交通安全、公衆衛生及び青少年愛護、育成のための活動
- (3) 高齢者、障がい者等に対する看護、援護、更生等の活動
- (4) 鳥取市の事業に協力する活動
- (5) (1) から (4) までに類する活動

2. 対象となる方

上記(1)～(5)の活動に従事する個人、団体が対象となります。

3. 活動の登録

補償を必要とする場合には、社会奉仕活動登録票を鳥取市ボランティア・市民活動センターに事前に提出する必要があります。

※自治連合会に加入する地区及び町内会が行う社会奉仕活動は、補償の対象となります。（自治連合会で一括して登録しているため、各町内会が個別に登録する必要はありません。）

4. 保険の契約

鳥取市が保険会社と契約をするため、保険料は鳥取市が全額負担します。

5. 補償の種類及び内容

(1) 傷害事故に関する補償

急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡又は負傷した場合に補償します。

| 補償金の種類 | 支給事由 | 補償金額 |
|---------|--|---|
| 死亡補償金 | 活動者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合 | 500万円 |
| 後遺障害補償金 | 活動者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に保険契約する保険約款に掲げる後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが強く推定された場合。） | 後遺障害の程度により、500万円に保険契約する保険約款に定める割合を乗じて得た金額 |
| 入院補償金 | 活動者が、傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限る。） | 入院1日につき 3,000円 |
| 通院補償金 | 活動者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。） | 通院1日につき 1,500円 |

(2) 損害賠償事故に関する補償

活動者が第三者の身体や財物又は第三者からの預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

| 補償の種類 | 補償金支払限度額 | 免責金額 |
|-------|-----------------|--------|
| 身体賠償 | 1事故につき1億5,000万円 | 5,000円 |
| 財物賠償 | 1事故につき1億5,000万円 | 5,000円 |
| 保管物賠償 | 1事故につき300万円 | 5,000円 |

*免責金額とは、加害者が自己負担する金額で、1事故ごとに適用されます。

損害賠償の対象となる損害又は費用

- ① 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業損害、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他活動者が法律上の賠償責任を負う損害
- ② 損害の防止又は軽減のために活動者が支出した費用で保険会社が承認したもの
- ③ 損害賠償を解決するための訴訟、仲裁、和解、調停等に関し活動者が支出した費用で保険会社が承認したもの
- ④ 活動者が保険会社の事務に協力するために支出した費用

6. 補償の対象とならない主な事故

| 傷 害 事 故 | 損害賠償事故 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●故意による場合 ●戦争、テロリズム、暴動その他社会的騒乱による場合 ●地震、噴火、津波、洪水その他天災による場合 ●無資格運転や酒酔い運転等により生じた事故の場合 ●脳疾患、疾病又は心神喪失による場合 ●自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合 ●妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他医療処置による場合 ●細菌性食中毒による場合（食材に起因するものに限る。） ●核物質若しくは核物質で汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故の場合 ●法令の規定による災害補償が適用される場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●故意による場合 ●戦争、テロリズム、暴動その他社会的騒乱による場合 ●地震、噴火、津波、洪水その他の天災による場合 ●使用又は管理に係る車両又は動物による事故の場合 ●施設等の新築、改築、改造、修繕その他当該施設等に関する工事による場合 ●日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故による場合 |

7. 事故発生後の手続き

(1) 事故の報告

社会奉仕活動中に事故が発生した場合、鳥取市ボランティア・市民活動センターへ25日以内に連絡し、所定の事故概況報告書を提出してください。

当該事故が補償の対象となる場合、社会奉仕活動等傷害事故発生報告書又は社会奉仕活動等賠償事故発生報告書を提出していただきます。

(2) 事故内容の審査

社会奉仕活動等傷害事故発生報告書又は社会奉仕活動等賠償事故発生報告書の提出後、鳥取市が補償の適用について審査を行います。

審査の結果、補償が適用されないものと認めた場合にはその旨を、それ以外の場合には、保険会社による審査の手続中であることを活動者に通知します。

(3) 補償金の請求

保険会社による審査の手続中となった場合は、保険会社から送付される請求書を保険会社に提出してください。提出時期は次のとおりです。

① 傷害事故に関する補償

支給事由【5(1)表参照】の充足が確定した後。

●入院補償金及び通院補償金については、全ての治療が完了した後となります。

② 損害賠償事故に関する補償

賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停その他法律的な解決を終えた後。

8. 社会奉仕活動等補償制度の利用にあたって

対象となる活動・事故や対象とならない活動・事故があります。日頃行っている活動がこの補償制度の対象となるかどうか、事前に確認しておくことをおすすめします。

また、この補償制度は社会奉仕活動におけるすべての事故を対象とするものではありませんので、ケースにより民間の行事保険等への加入も検討することが必要となります。

詳しくは鳥取市ボランティア・市民活動センターまでお問い合わせください。

登録受付及び問い合わせ先

鳥取市ボランティア・市民活動センター

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館内

電話 (0857) 29-2228 / FAX (0857) 29-2338